

介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担額軽減

世帯全員が住民税非課税の方へ

■介護保険の特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設での入所とショートステイ利用時の居住(滞在費)と食費を軽減

世帯全員が住民税非課税の場合、介護サービスを受ける方の所得に応じて利用者負担段階(下表1)により軽減します(下表2)。

現在軽減を受けている方の認定期間は6月30日(月)までです。更新申請書を5月中旬に送りください。お早めに手続きをしてください。新たに対象となる方は、介護保険課給付係へ申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けてください。

※「世帯全員の住民税非課税」は、7月から平成19年中の所得で判定します。一度非承認となった方でも、前年所得の減少等で世帯全員が住民税非課税となった場合は、軽減の対象になります。

【申請・問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176へ。

表1 利用者負担段階

利用者負担段階	所得区分
第1段階	生活保護を受けている方等
住民税非課税世帯	第1段階 高齢福祉年金を受給している方
	第2段階 合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階	合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

表2 軽減前の基準費用額と軽減後の負担限度額(1日当たり)

区分	①特別養護老人ホーム・短期入所生活介護施設			②介護老人保健施設・短期入所療養介護施設			③介護療養型医療施設・短期入所療養介護施設				
	ユニット型個室	【軽減前】1,970円	【軽減後】第1・第2段階の方…820円、第3段階の方…1,640円	ユニット型準個室	【軽減前】1,640円	【軽減後】第1・第2段階の方…490円、第3段階の方…1,310円	従来型個室	【軽減前】①は1,150円、②③は1,640円	【軽減後】第1段階の方…①は320円・②③は490円、第2段階の方…①は420円・②③は490円、第3段階の方…①は820円・②③は1,310円	多床室(相部屋)	【軽減前】320円
食費	【軽減前】1,380円	【軽減後】第1段階の方…300円、第2段階の方…390円、第3段階の方…650円									

介護保険サービス利用料の負担額軽減

介護保険サービス利用料の支払いが困難な方へ

区では、世帯全員が住民税非課税で、介護保険サービス利用料(介護費用の1割)の支払いが困難な方の自己負担額を軽減する制度を実施しています。

現在軽減を受けている方の認定の有効期限は6月30日(月)です。更新申請書を5月下旬に送りください。お早めに手続きをしてください。新たに軽減を受ける方は、介護保険課給付係へ申請してください。

なお、この軽減は、社会福祉法人等および「東京都に軽減措置事業を行うことを届け出た事業者が提供するサービス」を利用した場合のみ受けられます。

▼対象：次のすべてに該当する方(生活保護を受けている方を除く)

(1)利用者本人を含む世帯全員が住民税非課税、(2)世帯の年間収入が基準収入額(※1)以下、(3)世帯の預貯

金等が基準貯蓄額(※2)以下、(4)世帯で自宅以外に土地・家屋等を所有していない、(5)負担能力のある親族等に扶養されていない、(6)申請時に介護保険料を滞納していない

※1基準収入額：世帯員1人の場合150万円。以降、1人増えるごとに50万円を加算。収入には、仕送りや課税対象とならない遺族年金・障害年金・手当等を含む。

※2基準貯蓄額：世帯員1人の場合350万円。以降、1人増えるごとに100万円を加算。預貯金等には、有価証券・債権等を含む。

▼対象のサービス：①訪問介護、②介護予防訪問介護、③夜間対応型訪問介護、④通所介護、⑤介護予防通所介護、⑥認知症対応型通所介護、⑦介護予防認知症対応型通所介護、⑧小規模多機能型居宅介護、⑨介護予防小規模多機能型居宅介護、⑩訪問看護、⑪介護予防訪問看護、⑫訪問入浴、⑬介護予防訪問入浴、⑭短期入所生活介護、⑮介護予防短期入所生活介護、⑯短期入所療養介護、⑰介護予防短期入所療養介護、⑱訪問リハビリ、⑲介護予防訪問リハビリ、⑳通所リハビリ、㉑介護予防通所リハビリ、㉒介護福祉施設(特別養護老人ホーム)サービス、㉓地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※社会福祉法人等のサービスは上記の①～⑳が対象です。

▼対象となる費用：対象となるサービスの利用者負担額、食費・居住(滞在)費の利用者負担額

▼減額割合：自己負担額の4分の1(利用者負担第1段階の方(上表1参照)は2分の1)

【申請・問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176へ。

介護保険通所サービス利用時の食費の助成

世帯全員が住民税非課税の方へ

現在助成を受けている方の認定期間は6月30日(月)までです。更新申請書を5月下旬に送りください。お早めに手続きをしてください。新たに対象となる方は、介護保険課給付係へ申請してください。

【対象】世帯全員が住民税非課税の方

※「世帯全員の住民税非課税」は、7月から平成19年中の所得で判定します。一度非承認となった方でも、前年所得の減少等で世帯全員が住民税非課税となった場合は、助成の対象になります。

【内容】介護保険の通所サービス(通所介護・通所リハビリテーション)利用時の食費を、1食につき200円助成

【対象となる事業所】区内の事業所で、区にこの助成制度の実施を届け出た事業所

※4月1日から実施事業所が増えました。詳しくは、お問い合わせください。

【申請・問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176へ。

新宿区民踊大会

●懐かしく心に響く舞踊り 【費用】無料

【日時】6月8日(日)午前10時～午後4時30分 【会場・申込み】当日直接、新宿文化センター(新宿6-14-1)へ。

【内容】区内30以上の民踊団体が、全国各地の70の民踊を披露。長野県伊那市等からも特別出演 【問合せ】(財)新宿区生涯学習財団事業一課 ☎(3232)5121へ。

プロ写真家によるフォトレクチャー

盲学校の子どもたちと活動する写真家の講演です。

【日時】5月30日(金)午後6時30分～8時

【会場】新宿コズミックセンター(大久保3-1-2)

【対象】区内在住・在勤・在学の方、60名

【内容】講演「心の眼差しで撮る」(菅洋志・写真家)

【費用】無料

【申込み】電話またはファックス(記載例(3面参照)のほか年齢・性別・ファックス番号を記入)で、5月29日(必着)までに(財)新宿区生涯学習財団事業一課 ☎(3232)5121・☎(3209)1833へ。

Kids Photographers 写真展

盲学校の子どもたちが撮った写真を展示します。ぜひご覧ください。

【日時・会場】6月15日(日)まで、新宿コズミックセンター(大久保3-1-2)…午前8時30分～午後10時、東京都健康プラザハイジア(歌舞伎町2-44-1)…午前9時～午後9時

【費用】無料

【問合せ】(財)新宿区生涯学習財団事業一課 ☎(3232)5121へ。



盲学校3年生の永井咲生さんが撮った菅洋志さん



スポーツ

区民バドミントン大会

【日時】6月22日(日)午前9時から

【会場】新宿スポーツセンター

木曜日、午後6時30分～8時30分

社交ダンス(ダンススポーツ) 技術認定講習会

【日時】7月3日～10月2日の

【会場】新宿スポーツセンター

木曜日、午後6時30分～8時30分

新宿オープン団体リーグ戦(バドミントン)

【日時】7月27日(日)午前9時から午後10時

【会場】新宿スポーツセンター(大久保3-1-2)

【対象】区内在住・在勤・在学の方、70名

【内容】ワルツ・タンゴ・ルンバ・チャチャチャ

【費用】8千円(保険料含む)

【主催・申込み】往復はがきに記載例(3面参照)のほか性別・年齢・経験年数、在勤の方は勤務先の名称・所在地を記入し、6月15日(必着)までに区アマチュアダンス協会・今泉清隆(〒169-0075高田馬場4-4-15、カメルプラザ102) ☎(5348)2951へ。先着順。

◆講座・催し等の申し込み◆

- ①講座・催し名
 - ②〒・住所
 - ③氏名(ふりがな)
 - ④電話番号
- (往復はがきには、返信用にも住所・氏名)

はがき・ファックスの記載例

※あて先は各記事の申し込み先へ。費用の記載のないものは、原則無料